平成２２年（フ）第８６３２号
大阪府東大阪市池島町５丁目23番１号　フットワークエクスプレス株式会社東大阪支店316号室、住民票上の住所大阪府東大阪市友井２丁目19番20号
債務者　中谷　和博
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３３号
大阪市淀川区東三国４丁目５番３号　佐藤ハイツ202号
債務者　境　　健治
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６３５号
大阪市西成区潮路１丁目10番23―205号　エンゼルビル
債務者　立花　芳美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６４３号
大阪府豊中市浜２丁目５番15―205号
債務者　矢部　明枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５２号
大阪市西成区天下茶屋東２丁目６番25号　レオパレス天下茶屋206号
債務者　山本　久美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第８６５８号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番35号
債務者　下川　博美
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１５１号
香川県坂出市林田町698番地１
債務者　清水　徳雄
1　決定年月日時　平成22年11月18日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第４８２号
沖縄県浦添市港川１丁目32番６―203号宮城マンション
債務者　林　　邦夫
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月14日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１１号
北海道小樽市緑２丁目30番８号、前住所北海道小樽市緑２丁目28番21号　佐藤方
債務者　佐藤志津枝
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１４１７号
仙台市太白区富沢３丁目28番18―302号
債務者　磯藤　幸枝（旧姓菅原・小野寺）
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４６２号
仙台市泉区南光台７丁目37番５号　ドミール南光台102
債務者　橋本　勝弘
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５５５号
仙台市宮城野区新田５丁目６番22号　コーポ志田Ｂ－７
債務者　錦織　弘知
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１５９４号
仙台市青葉区荒巻神明町16番43―205号
債務者　鈴木　洋子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１６３０号
仙台市太白区長町南１丁目４番20―703号
債務者　水谷　奈巳
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２３９号
宮城県大崎市古川中里６丁目６番26号　サンハイツ中里101号、従前の住所宮城県大崎市古川鶴ケ埣字新江北54番地２
債務者　秋山　理恵
1　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第６０８号
茨城県水戸市城東１丁目15番82―204号　市営城東住宅
債務者　飛田　　勉
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６３２号
茨城県水戸市大塚町810－１　レジデンス藤秀203号、住民票上の住所茨城県水戸市大工町２丁目６番23号
債務者　小林　貴子
1　決定年月日時　平成22年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月17日まで　水戸地方裁判所